

岡山県事務補助員（脱炭素社会推進課フルタイム会計年度任用職員）
採用試験受験案内

令和7年4月14日

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
直通電話：086-226-7298

岡山県では、環境文化部脱炭素社会推進課において、一般事務補助員（地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により任用されるフルタイム会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

1 勤務地域、試験会場、採用予定人員及び受験申込先

勤務場所	試験会場	採用予定人員	受験申込先
岡山県庁環境文化部脱炭素社会推進課（岡山市北区内山下二丁目4番6号）	岡山県庁 環境文化部会議室（岡山市北区内山下二丁目4番6号）	1名	岡山県環境文化部脱炭素社会推進課 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 Tel：086-226-7298

2 受験資格

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 任用期間

令和7年6月1日から令和7年10月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

4 受験申込みの受付

(1) 受付期間 令和7年4月14日（月）から令和7年5月2日（金）まで
郵送の場合は、5月2日（金）必着

(2) 受付時間 8時30分から17時まで（閉庁日を除く）

(3) 受付場所 上記の受験申込先（上記1の表を参照）

(4) 提出書類 1通

履歴書 別紙様式

※封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません（簡易書留扱いが望ましい）。

5 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年5月9日（金）9時15分までに試験会場に集合
（受付は9時から9時15分まで）

(2) 場 所 上記の試験会場（上記1の表を参照）

6 採用試験

面接試験

※得点の高い順に合否判定を行います。ただし、一定の基準に達しない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

※情報機器（パソコン等）に係る実技試験は行いませんが、実際の勤務にあたっては、ある程度活用できることが求められます。パソコン等の操作能力・経験等について口頭で確認します。

※試験の結果については、合格、不合格にかかわらず、本人に郵送で通知します。

7 業務内容

事業者から提出された資料の取りまとめ等（主な内容は以下のとおり）

- (1) 書類受付
郵送、持参又は電子申請により届いた書類の受付
- (2) 書類の形式審査及び補正指示
書類の記入漏れ、書類不備等の有無を確認し、事業者に対し電話又は文書により内容の確認、補正指示を行う。
- (3) 提出状況の管理と督促
対象となる事業者（約340事業者）からの提出状況の管理と未提出事業者への督促を行う。
- (4) 書類の整理・データ入力
受付順・補正指示の有無等により書類を整理するとともに、書類に記載された情報等を電子ファイル（エクセル形式）に入力する。
- (5) その他事務作業
 - ・問合せの電話や来訪者への対応
 - ・資料作成補助
 - ・書類の複写、発送、PDF化、ホームページ掲載
 - ・補正指示済者への書類提出に関する督促
 - ・その他本事業の実施に伴い発生する作業の補助

8 勤務条件及び給与等について

- (1) 任用期間は、令和7年6月1日から令和7年10月31日までです。
- (2) 勤務時間は原則として8時30分から17時15分までで、週5日（38時間45分）勤務です。なお、休憩時間は12時から13時までの1時間です。（所定労働時間を越える労働（時間外勤務）がある場合もあります。）
- (3) 給料は、令和7年4月1日現在月額189,400円です。
- (4) 通勤手当は、通勤方法に応じて一般職員に準じた額を支給します（月の初日に在職する者が対象）。
- (5) そのほかにも、時間外勤務手当、地域手当、期末手当（※1）、勤勉手当（※1）、退職手当（※2）等が支給されます。
 - （※1）任期が6月以上等一定の要件を満たす必要があります。
 - （※2）勤務した月が引き続いて6月を超える等一定の要件を満たす必要があります。
- (6) 任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。
- (7) 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。
 - ・有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加）
 - ・無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー）
- (8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。
- (9) 地方職員共済組合（短期福祉）・雇用保険（※1）・厚生年金保険に加入していただきます。公務上の災害については、労働者災害補償保険または公務災害補償に準じた補償（※2）が適用されます。
 - （※1）退職手当の支給対象となった場合、雇用保険は適用除外となります。

(※2)勤務した月が引き続いて12月を超える等一定の要件を満たした場合、地方公務員災害補償基金の対象となります。

- (10) 任用が事実上12月を超える場合等、地方公務員等共済組合法の適用対象となった場合には、地方職員共済組合に加入していただきます。(短期福祉及び長期給付)

9 その他

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律により、保有個人情報の本人提供の申出をすることができます。提供することができる個人情報は、受験者の本人の得点及び順位で、合格発表の日から1か月間、受験申込先において受け付けますので、本人確認書類（免許証等）を持参してください。法定代理人の方が本人に代わって提供を希望する場合は、法定代理人自身の本人確認書類と法定代理人であることを証明する書類を持参してください。